

# 障害福祉サービス全般の注意事項 (移動支援含む)





## 目次

# 01 障害者支援課からのお願い

- (1) 移動支援事業の請求
- (2) 過誤申し立て
- (3) e-KOBEでの注意事項
- (4) 契約内容報告書

# 02 移動支援事業の変更点

# 01 障害者支援課からのお願い

## (1) 移動支援事業の請求

◆請求事業者の名称と口座名義（カナ）を一致させてください。

- ・ Excel 請求書の基本情報シート of 事業所情報欄に  
「法人名（口座名義と一致するもの）」と「事業所名」を併記すると、請求書シートに反映されます。
- ・ 株式会社、一般社団法人・特定非営利活動法人 等の表記もお願いいたします。

# 01 障害者支援課からのお願い

## (1) 移動支援事業の請求

### 【○】 請求事業者と口座名義（ｶ）が一致している例

(様式第一)

**地域生活支援事業 補助金請求書**  
(移動支援 (個別支援型))

令和 7年 7月 10日

( 請 求 先 )

神戸市長 宛

請求事業者と口座名義 (ｶ) が一致している

請求事業者	認定事業所番号	286*****	
	住 所 (所在地)	〒 6508570	兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1
	電話番号	078-322-****	
	名 称	株式会社こうべ ヘルパーステーション三宮	
	職・氏名	代表取締役	兵庫太郎
	地域区分	4級地	

下記のとおりに請求します。

令和	7	年	6	月	分
口座振替金融機関名等		金融機関名	神戸銀行		
		支店名	三宮支店		
預金種目	1. 普通	口座番号	1234567		
口座名義 (ｶ)	ｶ) ｺﾞｸﾞ				

### ※請求事業者の名称の入力方法

・Excel請求書の基本情報シート0列の事業所情報欄に「法人名 (口座名義と一致するもの)」と「事業所名」を併記すると、請求書シートに反映されます。

・株式会社・有限会社・一般社団法人・特定非営利活動法人等の表記の追記もお願いいたします。

# 01 障害者支援課からのお願い

## (1) 移動支援事業の請求

### 【×】請求事業者と口座名義（か）が一致していない例

(様式第一)

**地域生活支援事業 補助金請求書**  
(移動支援 (個別支援型))

令和 7年 7月 10日

(請求先)

神戸市長 宛

請求事業者	認定事業所番号	286*****	
	住所 (所在地)	〒 6508570	兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1
	電話番号	078-322-****	
	名称	ヘルパーステーション三宮	
	職・氏名	代表取締役 兵庫太郎	
	地域区分	4級地	

請求事業者と口座名義（か）が一致していない

下記のとおりに請求します。

口座振替金融機関名等	金融機関名	神戸銀行	
	支店名	三宮支店	
預金種目	1. 普通	口座番号	1234567
口座名義(か)	カ) コカペ		

令和 7 年 6 月 分

※左の例のようになっていないか  
請求前に必ず確認をお願いします。

# 01 障害者支援課からのお願い

## (2) 過誤申し立て

### ◆ 「同月過誤」を行いたい場合

e-KOBEでの過誤申立と共に国保連合会への再請求も忘れずに行ってください。  
再請求を行わないために、当月の支払決定額がマイナスになるケースが多くみられます。

## (3) e-KOBEでの注意事項

### ◆ e-KOBEで申請が差し戻された場合

マイページから「申請内容を修正する」で再申請を行ってください。  
「この申請を取下げ」を選択すると、再申請はできなくなります。  
次回以降に新たに申請いただくこととなりますのでご注意ください。  
(マイページについてはこちら

→[https://www.city.kobe.lg.jp/documents/50303/e-kobe\\_manual\\_1\\_mypage.pdf](https://www.city.kobe.lg.jp/documents/50303/e-kobe_manual_1_mypage.pdf))

# 01 障害者支援課からのお願い

## (4) 契約内容報告書

### ◆ 契約内容報告書の提出は不要

本市においては、令和7年10月1日より契約内容報告書の提出を不要としています。報告書の提出は不要ですが、引き続き、契約支給量の適切な管理をお願いいたします。

#### ○提出が不要となったもの

- ・ 障害福祉サービスにかかる契約内容報告書
- ・ 障害児通所支援にかかる契約内容報告書
- ・ 地域生活支援事業にかかる契約内容報告書

※e-KOBEの項目からも削除しております。

## 02 移動支援事業の変更点

### ◆移動支援事業の対象者変更について

令和8年度より、移動支援事業の対象者を以下のとおり変更します。

#### (1) 変更内容

「日中サービス支援型グループホーム」の入居者については、移動支援事業の支給対象外としていましたが、支給対象として取り扱うこととします。

#### (2) 運用開始日

令和8年4月1日

#### (3) 留意事項

今回の変更は対象者の範囲拡大に関するものであり、移動支援の利用目的や支給決定に係る基準（外出の目的、支援の必要性等）についての変更はありません。